

黒石市教育委員会会議規則をここに公布する。

平成25年1月28日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市教育委員会会議規則

黒石市教育委員会会議規則（昭和35年黒石市教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 会議

第1節 総則（第6条―第11条）

第2節 発議及び動議（第12条・第13条）

第3節 発言（第14条―第16条）

第4節 採決（第17条―第19条）

第3章 会議録（第20条―第23条）

第4章 紀律（第24条・第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条に規定するもののほか、法第15条の規定に基づき黒石市教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に

関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の参集)

第2条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、会議に出席したときは、事務局に設けてある出欠簿に押印しなければならない。

3 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(委員の席次)

第3条 委員の席次は、委員に異動があったときの最初の会議において、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、補欠委員の席次は、前任者の席次による。

(委員長の選挙)

第4条 法第12条第1項の規定による委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもって当選人とする。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法によることができる。この場合において、指名は委員長が行い、委員全員の同意があった被指名人を当選人とする。

(委員長職務代行者の指定)

第5条 法第12条第4項の規定による教育委員会の指定する委員（以下「委員長職務代行者」という。）の指定は、前条に準ずる。

2 委員長及び委員長職務代行者とともに事故があるとき、又は委員長及び委員長職務代行者がともに欠けたときは、その他の委員のうちから最年長者がその職務を代行する。

第2章 会議

第1節 総則

(会議の招集)

第6条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月招集する。

3 臨時会は、委員長が必要と認める場合に招集する。

4 委員長は、会議の場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に書面で通知しなければならない。

5 前項の通知は、開会の3日前までに行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

6 会議の招集通知後に急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、会議に付議することができる。

(会期)

第7条 会期及びその延長は、委員長が会議に諮って定める。

2 会期中に議案の審議を終了することができないときその他特別の必要があるときは、会期を延長することができる。

3 会期の起算は、即日からとする。

(会議の開会等)

第8条 委員長は、会議の開会並びに閉会及び休憩を宣告する。

(教育長等の報告)

第9条 委員長は、定例会の議事に先立ち、教育長及び委員の報告を求めなければならない。

2 教育長は、教育長の権限で行う事務のうちから重要と認める事項について報告するものとする。

3 教育委員会の権限に係る事務の報告は、議事において行う。

4 委員は、必要があると認めるとき、当該活動の状況を報告するものとする。

(会議の順序)

第10条 会議は、次の順序で行う。

(1) 開会

(2) 会議録の承認

(3) 会期の決定

(4) 会議録署名委員の指名

(5) 教育長等の報告

(6) 議事

(7) その他

(8) 閉会

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の順序をかえて行うことができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開とする。ただし、法第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことができる。

2 公開しないこととした会議（以下「秘密会」という。）を開くときは、委員長は、

傍聴人及び委員長の指名する者以外の者を会議場の外に退出させなければならない。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 発議及び動議

(発議)

第12条 第9条第3項に規定する報告及び会議の議案は、教育長が提出する。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、議案を提出することができる。

3 前項の規定により議案を提出するときは、提出する案に理由を付して委員長に申し出なければならない。

(動議)

第13条 委員は、動議を発することができる。

2 修正の動議は、会議の前に書面により提出しなければならない。ただし、字句の訂正等軽微な事項は、会議において、口頭により発することができる。

3 動議が発せられたときは、委員長は、会議に諮って議題としなければならない。

第3節 発言

(発言)

第14条 会議において発言しようとする者は「委員長」と呼び、委員長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言は、自席においてしなければならない。

3 2人以上発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認める者を指名して発言させるものとする。

4 委員長が委員として発言しようとするときは、委員長職務代行者にその職務を代行させ、発言しなければならない。ただし、簡易な事項については、この限りでない。

(発言の範囲)

第15条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。ただし、一括で審議することとされた議題については、この限りでない。

(発言の制限)

第16条 すべての発言は、議題のほかにわたってはならない。

2 委員長は、質問、討論その他発言が議題外にわたり、又はその趣旨を超えていると認めるときは、これを制止しなければならない。

第4節 採決

(採決)

第17条 委員長は、論旨が尽きたと認めるときは、議題を会議に宣告して採決しな

なければならない。

(採決の方法)

第18条 委員長は、発議について可否を決する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(修正の動議の採決)

第19条 修正の動議は、原案に先立って採決する。

2 修正の動議が複数件あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

4 第13条第2項ただし書の規定による修正の動議は、原案を修正して採決することができる。

第3章 会議録

(会議録の作成)

第20条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、すべて要点筆記の方法により作成する。

3 秘密会の会議録は、別に作成しなければならない。

(会議録の記載事項)

第21条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 教育長等の報告
- (5) 議題及び議事に関する事項
- (6) 議決事項
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(会議録の承認)

第22条 委員長は、会議録に記載した事項又は会議録の訂正に対して、会議に諮って承認を求めなければならない。

(会議録の署名)

第23条 会議録には、会議に出席した委員2人が署名しなければならない。

2 会議録に署名すべき委員は、委員長が指名する。

第4章 紀律

(議席)

第24条 委員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議事妨害)

第25条 会議中においては何人もみだりに発言し、又は騒いで、議事の進行を妨げてはならない。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。